

朝 監 第 23 号
平成 25 年 8 月 21 日

朝来市長 多 次 勝 昭 様

朝来市監査委員 松 田 理 明
同 吉 田 富 郎

財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された資金不足比率について、別紙のとおり意見を付けて提出します。

財政健全化審査及び経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成 25 年 7 月 11 日から同年 8 月 9 日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

区 分	平成 2 4 年度 決 算	早期健全化基準 経営健全化基準	※参考 平成 23 年度決算
健全化判断比率			
実質赤字比率	—	12.94	—
連結実質赤字比率	—	17.94	—
実質公債費比率	16.5	25.0	17.0
将来負担比率	75.1	350.0	96.0
資金不足比率			
水道事業	—	20.0	—
工業用水道事業	—	20.0	—
簡易水道事業	—	20.0	—
と畜場事業	—	20.0	—
下水道事業	—	20.0	—
宅地開発事業	—	20.0	—

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、普通会計（一般会計及び住宅資金貸付事業特別会計）の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものであり、実質赤字を標準財政規模で除して算定される。

本年度も前年度同様、実質赤字額は生じていない。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、財産区を除く全ての会計（普通会計のほか公営企業、公営企業を除く特別会計）を対象に、市としての赤字の程度を指標化し、市全体としての財政運営の深刻度を示すものであり、実質赤字又は資金不足額の総額を標準財政規模で除して算定される。

本年度も前年度同様、連結後の実質赤字額は生じていない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、全ての会計と、加入する一部事務組合を含めた範囲の公債費による財政負担の程度を指標化し資金繰りの危険度を示すものであり、公債費（償還特財と交付税算入額を除く。）を標準財政規模（交付税算入額を除く。）で除して算定される。（3箇年平均）

本年度は、16.5%となっており、前年度と比較して0.5ポイント改善し、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良くなっている。

昨年度に引き続き、地方債発行に許可が必要となる18%を下回った。今後も長期的な視野を持って健全財政の堅持に努められたい。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、財産区を除く全ての会計、加入する一部事務組合のほか第3セクターの損失補償等について、本市が負担すべき費用の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものであり、将来負担の総額から充当可能な財源を差し引いた額を標準財政規模（公債費等に係る交付税算入額を除く。）で除して算定される。

本年度は、75.1%となっており、前年度と比較して20.9ポイント改善し、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大きく下回り良くなっている。

⑤ 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計ごとに資金不足の程度を指標化し、経営状態の深刻度を示すものであり、公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模（営業収益の額－工事受託収益の額）で除して算定される。

本市においては、いずれの会計においても資金不足は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。